

広島県告示第二百五十八号

昭和五十三年広島県告示第五十八号（振動の規制に関する定め）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第三号の表規則別表第一の付表の第一号ニに該当する区域の項中「規定する学校」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「第七条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。